



新婚生活を応援します！

～東近江市住まいる事業補助金（市民結婚新生活支援事業）～

ご結婚された方々への住宅取得をサポート！

概 要	
対象となる世帯	次の①～④の要件を全て満たす世帯です。 ①交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住民登録を有すること ②令和7年1月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日の年齢が いずれも39歳以下であること ③世帯所得が500万円未満であること ※所得とは年収から給与所得控除等をしたものです。詳しくはお問い合わせください。 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除 ④交付申請時において、市町村税を完納していること
補助対象経費	住宅取得費用（新築住宅、建売住宅、中古住宅）
補助率及び 上限金額	補助対象経費の10分の10 29歳以下：上限60万円 30～39歳：上限30万円 （※年齢区分は、夫婦のいずれか高い方による）
申請期間	令和7年4月1日から令和8年2月27日まで

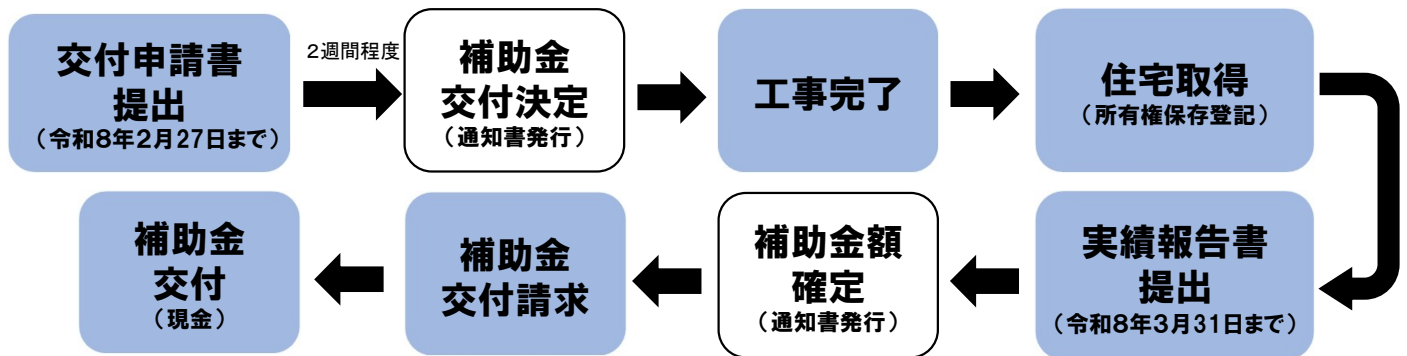
補 助 条 件

- 市内の住宅販売者又は施工業者※と契約した場合が対象となります。
※本補助制度の市内の住宅販売者または施工業者とは・・・
(1) 市内に本社、事業所を有する法人または市内に住民票を置いている個人事業者
(2) 上記(1)の事業者に事業の一部を下請負させる事業者
- 既に所有権保存登記が完了された建物は対象となりません。ただし、補助金制度周知期間のため、令和7年4月1日以降に
所有権保存登記が完了し、令和7年5月30日までに交付申請書を提出されたものは、対象となります。
- 令和8年3月31日までに工事が完了し、実績報告書が提出できないものは対象となりません。
- 補助金は、予算の範囲内で交付いたします。
- 住宅取得費用に関する国の補助金を受けた場合は、対象となりません。

制度の目的

少子化対策の取組の一つとして、新規に婚姻された世帯を対象に新生活を支援することにより、婚姻を伴う経済的負担を軽減することを目的としています。

補助金交付の流れ



【注意事項】

- ① 交付申請書は、住宅取得(所有権保存登記完了)までに住宅課に提出してください。住宅取得後の交付申請書は受付できません。交付申請書の受付は令和8年2月27日(金)までです。
- ② 交付申請書、実績報告書等に添付する必要書類については、住宅課までお問い合わせください。
- ③ 実績報告書は、所有権保存登記が受付されてから起算して2箇月以内の日または令和8年3月31日のいずれか早い日までに御提出ください。
- ④ 補助金は、予算の範囲内で交付します。

Q&A

- Q1 申請者は、補助対象住宅に住む者であれば誰でも可能ですか。
A1 申請者は、補助対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する方に限ります。
- Q2 工事は完了していますが、令和8年3月31日までに補助金申請に必要な書類を提出する事ができなくなりました。補助金は交付されますか。
A2 期限までに必要書類が提出できない場合は、補助金は交付できません。
- Q3 世帯所得についてはどのように確認するのですか。
A3 交付申請時点で発行可能な最新の課税所得証明書にて確認します。
- Q4 夫婦の一方が現在、無職である場合は、世帯所得の計算はどのようにされますか。
A4 世帯所得は現在の所得ではなく、交付申請時に発行可能な最新の課税所得証明書にある所得を基に計算します。現在、無職であっても前年度等に就業されていた場合は所得があるものとします。
- Q5 夫婦の婚姻日の確認資料はどのようなものがありますか。
A5 戸籍全部事項証明書や受理証明書(婚姻届を提出した市区町村にて発行)等で確認することができます。

お申込み・お問合せ

東近江市 都市整備部 住宅課 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
TEL : 0748-24-5652 (直通) 0748-24-1234 (代表)
IP : 050-5801-5652
FAX : 0748-24-5578
メール : jyutaku@city.higashiomi.lg.jp